

1 「令和8年度保育提供体制の確保のための実施計画」について

「保育提供体制の確保のための実施計画」とは、自治体の保育の需要と提供体制に関する取り組み状況を見える化し、将来にわたって必要な保育サービスを安定的に確保することを目的として作成するものです。

国が定める「保育提供体制の確保のための財政支援に関する実施方針」に基づき、国からの財政支援を受けるため本実施計画を策定したことから、今後、財政支援を受けて事業を進めるにあたり、子ども・子育て会議の意見を求めるものです。

➤ 「令和8年度保育提供体制の確保のための実施計画」

【資料1-2】のとおり

➤ 本市が希望する財政支援

「令和8年度保育提供体制の確保のための実施計画」の採択にあたり、本市が希望する財政支援は以下のとおりです。

- 保育所等改修費等支援事業
- 一時預かり事業（一般型）※緊急一時預かり事業のみ
- 保育士宿舎借り上げ支援事業
- 都市部における保育所等への賃借料支援事業